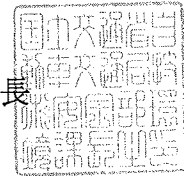


国自環第248号の3
平成22年2月5日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課長



非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて

指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおり今後取り扱うこととしますので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いします。

なお、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係自動車検査機関の長に対して通達したので了知願います。

記

1. 非認証車に係る公的試験機関成績表について

公的試験機関が、指定自動車等以外の非認証車に対して、細目告示第118条第3項第2号イの規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表（「改造自動車に係る新規検査の際に提出する書面について」（昭和50年11月12日付け自車第708号、自公第163号。以下「改造車の新規検査時提出書面通達」という。）別添9の加速走行騒音試験結果成績表をいう。以下同じ。）を発行する場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 公的試験機関は、加速走行騒音試験結果成績表の発行を申請する者が同一型式及び同一構造であると申告した自動車について、細目告示第118条第3項第2号イに規定する加速走行騒音の基準に関し、30台に1台の割合で、同告示別添40「加速走行騒音の測定方法」による試験を行うこととする。

ただし、本邦に輸入する自動車であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものとして(2)に規定するものについては、これらの試験を60台に1台の割合で行っても差し支えない。

- ① 設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われていること。
- ② 法律に基づいて設立された団体の指導の下で点検・整備が確実に行われており、かつ、加速走行騒音の成績が基準値以下で安定していること。

(2) (1) ただし書きの要件に該当する自動車は、外国自動車輸入協同組合、日本外国自動車輸入整備協同組合及び日本自動車輸入組合並びにこれらの各組合に属する者が本邦に輸入する自動車であって、設計・生産時に意図した仕向地における加速走行騒音対策に必要な措置が原産国の自動車製作者において行われているものとする。

2. 消音器改造車に係る公的試験機関成績表について

公的試験機関が、使用過程において消音器を改造した自動車に対して、細目告示第118条第3項第2号イの規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。

3. 指定自動車等の新規検査時に提出する公的試験機関成績表について

- (1) 公的試験機関が、消音器を改造した指定自動車等に対して、改造車の新規検査時提出書面通達記6.(2)の規定に基づく加速走行騒音試験結果を表す書面として加速走行騒音試験結果成績表を発行する場合は、1.(1)前段の規定を準用する。
- (2) 改造車の新規検査時提出書面通達記6.(1)の規定に基づき提出される加速騒音試験結果を表す書面は、公的試験機関又は自動車製作者等により実施された加速走行騒音試験結果成績表の写しで差し支えないものとする。

別紙

国自環第248号

平成22年2月5日

各地方運輸局自動車技術安全部長 }
沖繩総合事務局運輸部長 } 殿

自動車交通局技術安全部環境課長

非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて

指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとするので、今後はこれにより取り扱われたい。

なお、別紙のとおり、関係自動車検査機関及び関係団体あて通知したので申し添える。

記

(以下 略)

別紙

国自環第248号の2

平成22年2月5日

自動車検査独立行政法人理事長
軽自動車検査協会理事長
独立行政法人交通安全環境研究所理事長 } 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課長

非認証車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについて

指定自動車等以外の非認証車、消音器改造車等に対する加速走行騒音試験の取扱いについては、下記のとおりとしますので通知します。今後はこれにより取扱い願います。

なお、別紙のとおり、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長並びに関係団体の長に対して通達したので了知願います。

記

(以下 略)